

～加齢性難聴者補聴器購入費補助金のご案内～

長野市では、加齢性難聴による生活の質の低下を防ぎ、閉じこもることなく社会参画ができるよう、補聴器の購入補助金を交付します。

◆補助の対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- 1 市内に住民票を有し、現に居住している 65 歳以上の方
- 2 住民税非課税世帯に属する方
- 3 障害手帳未交付の中程度難聴の方
(聴力レベルがおおむね 40 デシベル以上 70 デシベル未満)
- 4 補聴器の使用について補聴器相談医の意見書が得られる方

◆補助の内容

上限 30,000 円（30,000 円未満の場合はその額）

※集音器・付属品の購入費、修理費用等は対象外

※片耳、両耳問わず上限は 30,000 円

◆注意事項

- ・補聴器購入前の申請が必要です。購入後の申請はできません。
具体的な申請手順は裏面の「申請の流れ」をご覧ください
- ・申請の際は、医師の意見書、補聴器の見積書の添付が必要です。
- ・「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」の規定により医療機器に該当する補聴器の購入費用が該当となります。
- ・受診、検査費用、補聴器相談医の意見書等に係る費用は自己負担となります。
- ・転入等により、本市で住民税の課税状況が確認できない方には、転入前の自治体で発行される課税内容証明書の提出をお願いする場合があります。
- ・補助金の交付は 1 回限りです。

◆問い合わせ先

長野市役所 高齢者活躍支援課 長野市役所第二庁舎 1 階

電話 026-224-5029（直通） FAX 026-224-5126

〈申請の流れ〉

- 1 **セルフチェックシートにより、自身の聞こえの状況を確認**
- 2 **申請書類の受取**
 - ・申請書類は高齢者活躍支援課、各支所窓口で配布しています。市役所のホームページからダウンロードもできます。
- 3 **補聴器相談医の診察を受けて「意見書」を作成依頼**
 - ・申請書類にある「意見書」(様式第2号)の用紙を持参し、補聴器相談医の診察を受けてください。(補聴器相談医はチラシに記載されています)
聴力検査の結果などから総合的に判断して補聴器の使用が認められる場合、医師が作成します。
- 4 **補聴器販売店で相談して「見積書」を入手**
 - ・販売店で補聴器の相談、試聴をした上で購入予定の補聴器の見積書の発行を依頼し、入手してください。
見積書には、申請者の氏名、補聴器の製品名(型番)、金額の記載が必要です。
- 5 **高齢者活躍支援課に申請**
 - ・申請書類一式(申請書(様式第1号)、補聴器相談医の意見書(様式第2号)、見積書)を高齢者活躍支援課に提出してください。
- 6 **交付決定通知書の受領**
 - ・高齢者活躍支援課で申請書類の内容を審査し、補助が決定されると、「交付決定通知書」「実績報告書(様式第5号)」「交付請求書(様式第6号)」を送付します。
- 7 **補聴器の購入、「領収書」の入手**
 - ・交付決定通知書が届いてから、見積書を取得した販売店で購入してください。購入時に「領収書」の発行を依頼し、入手してください。
領収書には、申請者の氏名、補聴器の製品名(型番)、金額の記載が必要です。
- 8 **高齢者活躍支援課に実績報告、補助金の請求**
 - ・高齢者活躍支援課から送付された実績報告書、交付請求書に必要事項を記入し、領収書を添付して高齢者活躍支援課に提出してください。
※振込口座は、申請者本人名義の口座を記入してください。
- 9 **確定通知書・補助金の受領**
 - ・実績報告書の内容を確認し、補助が確定されると高齢者活躍支援課から「確定通知書」を送付します。
確定通知後、指定した口座へ補助金を振り込みます。